

四半期報告書

(第19期第1四半期)

自 平成25年7月1日

至 平成25年9月30日

株式会社デジタルガレージ

東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号

第19期第1四半期（自平成25年7月1日 至平成25年9月30日）

四半期報告書

- 本書は金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく四半期報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成25年11月13日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社デジタルガレージ

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 5
- (2) 新株予約権等の状況 5
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 5
- (4) ライツプランの内容 5
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 5
- (6) 大株主の状況 5
- (7) 議決権の状況 6

2 役員の状況 6

第4 経理の状況 7

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 8
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 10
 - 四半期連結損益計算書 10
 - 四半期連結包括利益計算書 11

2 その他 16

第二部 提出会社の保証会社等の情報 17

[四半期レビュー報告書]

[確認書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月13日
【四半期会計期間】	第19期第1四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)
【会社名】	株式会社デジタルガレージ
【英訳名】	Digital Garage, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 林 郁
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
【電話番号】	03(6367)1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレートストラテジー本部 管掌 曾田 誠
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
【電話番号】	03(6367)1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレートストラテジー本部 管掌 曾田 誠
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期 第1四半期連結 累計期間	第19期 第1四半期連結 累計期間	第18期
会計期間	自平成24年 7月1日 至平成24年 9月30日	自平成25年 7月1日 至平成25年 9月30日	自平成24年 7月1日 至平成25年 6月30日
売上高 (千円)	5,307,030	7,273,087	27,964,798
経常利益 (千円)	167,179	473,708	3,078,642
四半期(当期)純利益 (千円)	213,530	389,327	2,715,870
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△126,706	790,722	3,024,966
純資産額 (千円)	20,132,425	27,872,074	27,258,528
総資産額 (千円)	48,096,161	55,806,321	56,010,638
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	4.90	8.31	60.21
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	4.90	8.27	60.14
自己資本比率 (%)	41.5	47.1	45.9

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 当第1四半期連結貸借対照表日後(平成25年10月1日付)において、普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、日本銀行による大規模な金融緩和策やデフレ脱却に向けた経済政策への期待感から円高の是正や株価の上昇が見られたものの、企業の設備投資拡大や家計部門の所得増加には至っておらず、依然として不透明な状況が続いております。一方で、当社を取り巻くインターネット及びブロードバンド関連の環境につきましては、平成25年6月末時点で固定系ブロードバンド契約数が約3,550万とインターネットを利用する機会が広く普及しており、スマートフォンやタブレットの利用者の増加により移動系超高速ブロードバンド契約数は約2,858万となるなど継続的な拡大基調にあります。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、ペイメント事業及びマーケティング事業は底堅く推移し、インキュベーション事業も投資環境の好転を受けて株式売却による利益が増加した結果、連結売上高は7,273百万円（対前年同期比1,966百万円増、同37.0%増）、営業利益は86百万円（前年同期は営業損失51百万円）となりました。また、持分法による投資利益の計上等により、経常利益は473百万円（対前年同期比306百万円増、同183.4%増）、四半期純利益は389百万円（対前年同期比175百万円増、同82.3%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

〔ペイメント事業〕

ペイメント事業におきましては、Eコマースにおける決済ソリューションの提供を行っております。ベリトランス㈱及び㈱イーコンテクストでは、決済件数、取扱高が引き続き堅調に伸長し、売上高は増加致しましたが、香港のペイメント事業を統括する中間持株会社context Asia Limitedでの株式公開の準備コスト等の発生により、販売費及び一般管理費が増加したこと等から、対前年同期比で減益となりました。また、今後の事業拡大に向けた取り組みと致しましては、ベリトランス㈱において、スマートフォンと専用カードリーダーを利用したクレジットカード決済サービス「VeriTrans mPOS（ベリトランス エムポス）」や、インドネシアのグループ会社との連携により開発した中小企業向けのオンライン決済サービス「VeriTrans Air（ベリトランス エアー）」といった新サービスの提供を開始致しました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は3,277百万円（対前年同期比466百万円増、同16.6%増）、営業利益は203百万円（対前年同期比105百万円減、同34.1%減）となりました。

〔マーケティング事業〕

マーケティング事業におきましては、ウェブとリアルを融合した総合プロモーション及びインターネット広告等のウェブマーケティングを行っております。広告・プロモーションを手掛ける当社ディージー・アンド・アイベックスカンパニーでは、アフィリエイトマーケティングが好調なウェブマーケティング領域が牽引して、引き続き堅調に推移致しました。㈱CGMマーケティングでは、最先端の広告配信技術を活用して、インターネット上のオンラインでマーケティング活動を行い、顧客をオフラインである実店舗へと誘導するO2O（Online to Offline）ソリューションの開発・提供に積極的に取り組んで参りました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は3,068百万円（対前年同期比703百万円増、同29.8%増）、営業利益は136百万円（対前年同期比6百万円増、同5.4%増）となりました。

〔インキュベーション事業〕

インキュベーション事業におきましては、国内外のベンチャー企業への投資及びマーケティングや決済といった当社グループ内の事業との連携による投資先の育成などを行っております。また、米国サンフランシスコに本社を置き、世界各地に拠点を構えるNeo Innovation, Inc.が、企業や政府向けにソフトウェア開発やデザインコンサルティングを手掛けております。ベンチャー企業への投資を行う(株)DGインキュベーションでは、投資環境の好転を受け、株式売却による利益が対前年同期比で増加致しました。Neo Innovation, Inc.では、アジャイル開発の手法を用いたコンサルティング業務が米国の大企業向けに順調に拡大しております。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は927百万円（対前年同期比795百万円増、同604.4%増）、営業損失は77百万円（前年同期は営業損失258百万円）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針について

① 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社株式の売買は市場に委ねるものと考えており、当社株式の大量買付行為を行う大量買付者による当社株式の買付要請に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の判断によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値の拡大につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、昨今、我が国において、対象となる会社の取締役会との十分な交渉や取締役会の合意を経ることなく、一方的に株券等の大量の買付行為が行われているものの中には、その目的や買収後の方針等の十分な情報の開示がなされないまま、行われる事例が少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の掲げる企業理念を理解し、様々なステークホルダーとの間で、円滑な関係を構築することにより、社会に貢献し、当社の企業価値の最大化を図るとともに、株主の共同の利益を確保するものでなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値が不用意に毀損され、株主にとって不利益を生じさせる大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社グループ全体としての事業の拡大と収益性の向上を目指し、また、将来のグループの収益の柱となる事業の創造を積極的に行うことにより、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を目指し、多数の投資家の皆様に当社株式を長期継続して保有していただくため、以下の施策を実施しております。

イ. 当社の経営の基本方針

当社グループでは、「コンテキスト（文脈）」の提供で社会貢献することをミッション（使命）としております。企業と人、そして情報を有機的に結びつける「コンテキストカンパニー」であることが、業務を行う上での基本コンセプトであります。インターネット業界の黎明期からの実績に基づくソリューションノウハウと、最新のネットワーク技術を有効に活用することにより、種々複雑な情報を有機的に結びつけ、企業と人と情報、これら三者の存在価値を相互に、より高め得る機能を開発することを、業務の目的としてまいりました。常に時代の数歩先に視点を合わせ、コンテキストの対象を冷静かつ的確に選別し、人と環境とデジタル情報化社会が共存できる、快適な社会に貢献し得るサービスを構築することが、当社の経営における基本方針であります。

ロ. 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社は平成7年の設立以来、インターネット時代の「コンテキストカンパニー」を企業理念として、数々の日本初となるインターネットビジネスを創造してきました。当社は中長期的な企業価値向上のために、広告・プロモーション機能と決済機能を融合したビジネスセグメントをプラットフォームとして、グローバルにビジネスインキュベーションを行うことを成長戦略の中心に置いております。こうした戦略に基づき当社は、各事業会社の経営責任と権限を明確化するとともに、グループ視点での目標を設定することにより、企業価値向上に努めております。

ハ、不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、不適切な支配の防止のため、平成23年9月27日開催の第16回定時株主総会で当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下、「本方針」といいます。）の継続を決議しております。

本方針では、当社株券等の大量買付を行おうとする者は、（i）事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、（ii）当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始する、という大量買付のルールを提示しております。

したがって、大量買付ルールが遵守されている場合、対抗措置の発動は原則として行いません。ただし、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、大量買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであると認められる場合は、対抗措置の発動を行います。なお、具体的な対抗措置については、新株予約権の無償割当その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置のうち、その時点で相当と認められるものを選択することとなりますが、当該対抗措置の仕組み上、株主（大量買付ルールに違反した大量買付者を除きます）が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。なお、本方針の詳細に関しましては、当社ウェブサイト（<http://www.garage.co.jp/ja/ir/>）に掲載しております。

③ 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

買収防衛策の導入・継続に関しましては、株主総会の決議によって買収防衛策の導入・継続を行うことができる旨の定款変更を行った上で、買収防衛策の導入・継続自体についても株主総会による承認を得ることと致しております。また、現在導入している買収防衛策の有効期限に関しましても、当社の第19回定時株主総会までとすることにより、当該買収防衛策を再度検討する機会を設けております。このように、買収防衛策の導入・継続及び導入期間に関して、株主の意向を十分に反映するものと致しております。さらに、当社取締役会が買収防衛策を廃止する旨の決議を行った場合には、有効期限の満了前であっても、その時点で当該買収防衛策は廃止されるものとされております。

また、対抗措置の発動に関しましても、当社取締役会が特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大量買付者による支配権の取得が当社の企業価値を毀損し、株主の共同の利益を損なう可能性があるか否か客観的な基準に従って検討することとしております。

さらに、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、対抗措置の発動の是非の決定は当社株主総会に委ねられ、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

したがって、当社取締役会は、当該買収防衛策は、当社の基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、また、当社株主の共同の利益を損なうものではないものと判断致しております。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、9百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000
計	600,000

※ 平成25年8月30日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年10月1日付で株式分割に伴う定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は119,400,000株増加し、120,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	235,834	47,172,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	平成25年10月1日から単 元株制度を採用しており、単 元株式数は100株 であります。
計	235,834	47,172,000	—	—

※1 平成25年8月30日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年10月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、株式数は46,930,966株増加し、発行済株式総数は47,166,800株となっております。

※2 「提出日現在発行数」欄には、平成25年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日 ※1	238	235,834	29,098	7,359,140	29,098	7,451,885

※1 新株予約権の行使による増加であります。

※2 平成25年10月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、これに伴い発行済株式総数が46,930,966株増加しております。

※3 平成25年10月1日から平成25年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が5,200株、資本金が3,303千円、資本準備金が3,301千円増加しております。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,284	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 234,312	234,312	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	235,596	—	—
総株主の議決権	—	234,312	—

②【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 株デジタルガレージ	東京都渋谷区恵比寿南 三丁目5番7号	1,284	—	1,284	0.55
計	—	1,284	—	1,284	0.55

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,329,272	13,717,558
金銭の信託	3,768,127	3,886,198
受取手形及び売掛金	2,688,570	2,723,555
営業投資有価証券	2,641,416	3,492,693
投資損失引当金	△240,949	△279,044
商品	1,862	2,670
仕掛品	15,193	83,582
原材料及び貯蔵品	789	2,234
未収入金	9,037,107	8,972,116
その他	612,803	777,342
貸倒引当金	△17,008	△15,598
流動資産合計	33,837,184	33,363,308
固定資産		
有形固定資産	2,038,649	2,012,829
無形固定資産		
ソフトウェア	1,106,943	1,139,140
のれん	9,968,182	9,808,924
その他	18,624	19,417
無形固定資産合計	11,093,751	10,967,482
投資その他の資産		
投資有価証券	5,521,160	5,786,947
その他	3,561,865	3,717,979
貸倒引当金	△33,008	△32,600
投資損失引当金	△8,965	△9,625
投資その他の資産合計	9,041,052	9,462,701
固定資産合計	22,173,453	22,443,012
資産合計	56,010,638	55,806,321

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,232,135	1,405,418
短期借入金	—	2,900,000
1年内返済予定の長期借入金	305,159	298,598
未払法人税等	810,592	173,588
賞与引当金	96,199	31,031
預り金	18,229,792	15,035,024
その他	1,128,074	1,175,407
流動負債合計	21,801,952	21,019,067
固定負債		
長期借入金	6,799,916	6,786,526
退職給付引当金	72,661	80,458
その他	77,579	48,193
固定負債合計	6,950,157	6,915,179
負債合計	28,752,110	27,934,246
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,330,041	7,359,140
資本剰余金	11,016,091	11,045,190
利益剰余金	7,003,215	7,158,230
自己株式	△69,840	△69,840
株主資本合計	25,279,508	25,492,720
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	31,534	259,814
為替換算調整勘定	394,662	546,541
その他の包括利益累計額合計	426,196	806,356
新株予約権	84,520	83,458
少数株主持分	1,468,302	1,489,538
純資産合計	27,258,528	27,872,074
負債純資産合計	56,010,638	55,806,321

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)
売上高	5,307,030	7,273,087
売上原価	4,257,068	5,880,361
売上総利益	1,049,962	1,392,725
販売費及び一般管理費	1,101,179	1,306,052
営業利益又は営業損失(△)	△51,217	86,673
営業外収益		
受取利息	893	2,671
持分法による投資利益	333,320	400,057
その他	65,360	66,450
営業外収益合計	399,573	469,178
営業外費用		
支払利息	47,124	20,685
不動産賃貸原価	32,195	41,540
その他	101,857	19,917
営業外費用合計	181,177	82,143
経常利益	167,179	473,708
特別利益		
持分変動利益	18,603	—
投資有価証券売却益	149,439	116,396
その他	—	6,966
特別利益合計	168,043	123,362
特別損失		
固定資産除却損	923	1,290
投資損失引当金繰入額	316	4,308
その他	—	707
特別損失合計	1,239	6,306
税金等調整前四半期純利益	333,982	590,764
法人税、住民税及び事業税	111,029	160,327
法人税等調整額	18,425	18,810
法人税等合計	129,455	179,137
少数株主損益調整前四半期純利益	204,527	411,627
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△9,003	22,300
四半期純利益	213,530	389,327

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	204,527	411,627
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△244,798	228,278
為替換算調整勘定	△86,435	150,816
その他の包括利益合計	△331,233	379,095
四半期包括利益	△126,706	790,722
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△117,703	769,486
少数株主に係る四半期包括利益	△9,003	21,235

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間(自平成25年7月1日至平成25年9月30日)

(1) 連結の範囲の重要な変更

㈱コトハコは、当第1四半期連結会計期間においてナビプラス㈱と合併したため、連結の範囲より除外しております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

㈱電通サイエンスジャム及びVeriTrans Shanghai Co., Ltd. は、当第1四半期連結会計期間における株式取得に伴い、持分法適用の関連会社に含めております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当第1四半期連結累計期間(自平成25年7月1日至平成25年9月30日)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、従来有形固定資産の減価償却方法については、定率法(平成10年4月以降に取得した建物は定額法)を採用しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、定額法に変更しております。

この変更は、主に今後のペイメント事業の事業拡大に向けた設備投資を契機に有形固定資産の使用実態を見直した結果、当社グループの有形固定資産は、耐用年数内で安定的に使用される資産が大部分を占め、今後は耐用年数に渡り安定的な利用が見込まれることから、より合理的な費用配分の方法であると判断したために行ったものであります。

この変更により、従来の方法に比べ、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ27,337千円増加しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)
減価償却費	115,784千円	144,259千円
のれんの償却額	200,013	191,647

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年9月27日 定時株主総会	普通株式	217,800	1,000	平成24年6月30日	平成24年9月28日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

Ⅱ 当第1四半期連結累計期間（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）

1. 配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年9月26日 定時株主総会	普通株式	234,312	1,000	平成25年6月30日	平成25年9月27日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ 前第1四半期連結累計期間（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 （注）1	四半期連結 損益計算書 計上額 （注）2
	ペイメント 事業	マーケティ ング事業	インキュペー ション事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	2,810,412	2,364,965	131,652	5,307,030	—	5,307,030
セグメント間の内部 売上高又は振替高	359	5,390	547	6,297	△6,297	—
計	2,810,771	2,370,355	132,200	5,313,327	△6,297	5,307,030
セグメント利益又は 損失（△）	308,835	129,137	△258,360	179,612	△230,829	△51,217

（注） 1. セグメント利益又は損失（△）の調整額△230,829千円には、セグメント間取引消去52,941千円、各報告セグメントに配分していない全社費用△283,771千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失（△）は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

該当事項はありません。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	ペイメント 事業	マーケティング 事業	インキュベー ション事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,277,030	3,068,744	927,312	7,273,087	—	7,273,087
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,985	5,880	—	9,866	△9,866	—
計	3,281,015	3,074,624	927,312	7,282,953	△9,866	7,273,087
セグメント利益又は 損失 (△)	203,648	136,077	△77,640	262,085	△175,411	86,673

(注) 1. セグメント利益又は損失 (△) の調整額△175,411千円には、セグメント間取引消去141,740千円、各報告セグメントに配分していない全社費用△317,152千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失 (△) は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）の（有形固定資産の減価償却方法の変更）に記載のとおり、従来、当社及び国内連結子会社の有形固定資産の減価償却方法は主に定率法によっておりましたが、当第1四半期連結累計期間より定額法に変更しております。

この変更により、従来の方法に比べ、当第1四半期連結累計期間のセグメント利益が「ペイメント事業」で21,423千円、「マーケティング事業」で2,721千円それぞれ増加し、セグメント損失が「インキュベーション事業」で885千円、「調整額」で2,306千円それぞれ減少しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

該当事項はありません。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

当第1四半期連結会計期間（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 7 月 1 日 至 平成24年 9 月 30 日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 7 月 1 日 至 平成25年 9 月 30 日)
(1) 1 株当たり四半期純利益	4円90銭	8円31銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益 (千円)	213, 530	389, 327
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	213, 530	389, 327
普通株式の期中平均株式数 (株)	43, 560, 541. 30	46, 875, 404. 35
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	4円90銭	8円27銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	39, 458. 42	176, 993. 84
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 当社は、平成25年10月 1 日付で普通株式 1 株につき200株の割合で株式分割を行っております。前連会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更

当社は平成25年8月30日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議致しました。

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社は、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数を100株とする単元株制度を採用するとともに、株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図るために、当社株式1株につき200株の割合をもって株式分割を実施することと致しました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年9月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき200株の割合をもって分割致しました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式の総数	235,834株
今回の分割により増加する株式数	46,930,966株
株式分割後の発行済株式総数	47,166,800株
株式分割後の発行可能株式総数	120,000,000株

(3) 分割の日程

基準日	平成25年9月30日
効力発生日	平成25年10月1日

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」に記載の株式分割の効力発生日である平成25年10月1日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株と致しました。

(2) 新設の日程

効力発生日	平成25年10月1日
-------	------------

(3) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を平成25年10月1日以降、以下のとおり調整致しました。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第4回新株予約権	184,879円	925円
第6回新株予約権	304,500円	1,523円
第7回新株予約権	297,095円	1,486円
第9回新株予約権	1円	1円
第10回新株予約権	1円	1円

4. 1株当たり情報に及ぼす影響等

これによる影響は（1株当たり情報）に記載しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月13日

株式会社デジタルガレージ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内藤 哲哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 表 晃 靖

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小島 亘 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタルガレージの平成25年7月1日から平成26年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社デジタルガレージ及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。